

[第 2 号報告]

2 . 会費滞納会員の取り扱い

会費滞納会員の取扱い

定款第 10 条 1 項 1 号にもとづき ,2011 年度からの会費を滞納した会員 468 名については , その会員資格を喪失したものとして扱う。